

2019 年度和歌山県介護支援専門員研修 実施要項
【専門研修課程Ⅱ】

1 目的 現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

2 実施機関 一般社団法人 和歌山県介護支援専門員協会 (TEL: 073-421-3066)

3 受講対象者 居宅介護支援事業所又は介護保険施設等において、現に介護支援専門員として実務に従事している者で、原則として就業後3年以上(研修初日の前日時点で3年以上であれば可)の実務経験があり、専門研修課程Ⅰを修了している者

※受講者の就業年数は、各事業所が責任を持って確認してください。(研修初日に、実務経験を確認する様式をご提出いただきます。様式は受講決定時に送付します。)

「実務経験」については、「11 実務経験」を参照ください。

他都道府県登録で、和歌山県で研修を受講希望される方は受講地変更の手続きが必要です。

まずは研修申込書に介護支援専門員証のコピーを添えて申込みしてください。

提出期限後、受講の可否についてご連絡します。

受講可能な場合は、登録している都道府県に受講地変更の届出をしてください。

※受講地変更の届出については登録都道府県にお問い合わせください。

※事例の提出について

研修科目の演習で事例を扱いますので、原則、事例提出が必要です。

1. 入退院時における医療との連携に関する事例

2. 多様なサービスを活用している事例 (事例の継続、終了は問いません)

上記2つの事例を提出してもらいます。

事例の提出方法や様式等は、研修初日に説明及び様式配布の予定です。

4 時間数 34時間(6日間)

国の研修カリキュラムが改正され、平成28年度以降は初級・上級、居宅・施設等のコース分けは行っていません。

5 研修日程 下記研修日程のとおり

ただし、研修日程・会場は、受講人数等の都合により、記載しているコースを開催しない等、今後変更する場合がありますので、ご了承ください。

6 受講申込先 各事業所は、受講希望者の申込書を取りまとめの上、一括して下記申込先に**郵送**で提出してください。

(1) 提出書類 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ申込書

(2) 申込先 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県長寿社会課 振興班

TEL 073-441-2520

(3) 提出期限 2019年3月22日(金)【必着】

(裏面につづく)

- 7 受講決定 **受講決定通知は、「2 実施機関」より2019年5月中旬に各事業所あて通知する予定ですので、届き次第、受講者へ連絡願います。**
受講決定通知が届かない場合は、「2 実施機関」へ連絡してください。

※申込者数によっては開催しないコースもありますので予めご了承ください。
※定員等の都合により、登録地・勤務地・受講歴・介護支援専門員証の有効期間等の条件を勘案し、受講決定（コース決定を含む）をします。なお、同時開催の更新研修（実務経験者）の受講者を優先します。来年度以降の受講をお願いすることもありますので、予めご了承ください。
申込書には最大第四希望までご記入ください。第四希望まで希望されない場合はその時点で、「希望会場に空きがない場合受講希望しない」に○印を付け、**本人印の押印**をお願いします。（**記入・押印がない場合、申込書は無効となります**ので、必ず記入・押印してください）

- 8 受講料 受講料は、資料代を含め、30,000円程度となる予定です。
金額及び納付方法は、受講決定通知時にお知らせします。

- 9 修了証明書 (1) すべての研修課目を修了と認めた場合のみ交付します。
(2) 欠席、遅刻、途中退席した場合、修了証明書の交付はできません。

- 10 個人情報の取扱いについて
「受講申込書」及び添付書類に記載された個人情報については、適正管理を行い、当該研修における運営管理以外の目的に利用することはありません。

- 11 実務経験 「実務経験」とは、下記の事業所等において、介護支援専門員としてサービス計画の作成に従事していることをいいます。

【注】認定調査員の業務は、実務経験には該当しませんのでご注意ください。

- ①居宅介護支援事業者 ②特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者（予防）
③小規模多機能型居宅介護（予防）、認知症対応型共同生活介護（予防）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る）に係る指定地域密着型サービス事業者
④介護保険施設（計画作成担当者として事業所から申請されている者）
⑤介護予防支援事業者 ⑥地域包括支援センター（※）

※地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員証を持つ職員については、介護予防サービス計画を作成している者に限り、介護支援専門員実務経験者とみなす。

- 12 その他 (1) 申込書の控え（コピー）は必ず保管してください。
(2) 当研修は、「主任介護支援専門員研修」を受講するための要件の1つとなっていますので、御留意願います。

【注意】平成31年度に、介護支援専門員証の更新を行う場合（平成32年に有効期間が満了する方）はご注意ください。

介護支援専門員証の更新のための「更新研修」を受講する場合は、この申込書によらず、更新対象者あてに郵送する『更新研修（実務経験者）』の申込書を提出してください。

研 修 日 程（専門研修課程Ⅱ）

※受講決定について

- 申込者数によっては開催しないコースもありますので予めご了承ください。
- 定員等の都合により、登録地・勤務地・受講歴・介護支援専門員証の有効期間等の条件を勘案し、受講決定（コース決定を含む）をします。なお、同時開催の更新研修（実務経験者）の受講者を優先します。来年度以降の受講をお願いすることもありますので、予めご了承ください。
- 第一希望や第二希望とならない場合もございます。ご了承ください。申込書にはできるだけ第四希望までご記入ください。

※コース、時間及び会場の詳細は、受講決定通知時にお知らせします。

【和歌山会場】 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・プラザホープ等（予定）

| | 第1日目 | 第2日目 | 第3日目 | 第4日目 | 第5日目 | 第6日目 |
|----------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
| 紀北 A コース | 6/10 (月) | 6/18 (火) | 6/19 (水) | 7/4 (木) | 7/5 (金) | 7/26 (金) |
| 紀北 B コース | | 7/24 (水) | 7/25 (木) | 8/5 (月) | 8/6 (火) | 8/30 (金) |
| 紀北 C コース | 8/21 (水) | 10/15 (火) | 10/16 (水) | 10/31 (木) | 11/1 (金) | 11/20 (水) |

【田辺会場】 上富田町文化会館（予定）

| | 第1日目 | 第2日目 | 第3日目 | 第4日目 | 第5日目 | 第6日目 |
|-----------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 紀南 コース | 8/20 (火) | 9/3 (火) | 9/4 (水) | 9/18 (水) | 9/19 (木) | 10/4 (金) |